

那覇市理容師法施行細則等の一部を改正する規則

(那覇市理容師法施行細則の一部改正)

第1条 那覇市理容師法施行細則(平成24年那覇市規則第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(検査等) 第4条 [略] 2 [略] 3～4 [略] (変更又は廃止の届出) 第5条 <u>法第11条第2項の規定による届出をしようとする者は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、理容所開設届出事項変更届又は理容所廃止届に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。</u> (地位の承継の届出) 第6条 <u>省令第21条第1項の規定による届出は、理容所開設者地位承継(相続)届に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> 2 [略] 3 <u>省令第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による届出は、理容所開設者地位承継(合併・分割)届に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> (様式等) 第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記]	(検査等) 第4条 [略] 2 [略] 3 <u>保健所長は、検査確認済証に記載された事項に変更を生じたときは、当該記載された事項を書き換えた検査確認済証を交付するものとする。</u> 4～5 [略] (変更又は廃止の届出) 第5条 <u>省令第20条に規定する届出書の提出及び法第11条第2項の規定による理容所を廃止したときの届出は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、理容所開設届出事項変更届又は理容所廃止届を、保健所長に提出してしなければならない。</u> (省令第20条の2第1項に規定する届出書等) 第6条 <u>省令第20条の2第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、理容所開設者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届出書によるものとする。</u> 2 [略] (様式等) 第8条 [略] [表 別記]

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

[改正前 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
理容所開設検査確認済証再交付申請書	<u>第4条第4項</u>
[略]	
理容所開設者地位承継(相続)届	[略]
理容所開設者地位承継同意書	[略]
理容所開設者地位承継(合併・分割)届	<u>第6条第3項</u>
理容師出張業届	[略]

[改正後 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
理容所開設検査確認済証再交付申請書	<u>第4条第5項</u>
[略]	
理容所開設者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届出書	[略]
理容所開設者地位承継同意書	[略]
理容師出張業届	[略]

(那覇市美容師法施行細則の一部改正)

第2条 那覇市美容師法施行細則(平成24年那覇市規則第60号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(検査等)	(検査等)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]

3～4 [略] (変更又は廃止の届出) 第5条 <u>法第11条第2項の規定による届出をしようとする者は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、美容所開設届出事項変更届又は美容所廃止届に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。</u> (地位の承継の届出) 第6条 <u>省令第21条第1項の規定による届出は、美容所開設者地位承継(相続)届に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> 2 [略] 3 <u>省令第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による届出は、美容所開設者地位承継(合併・分割)届に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> (様式等) 第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記]	3 <u>保健所長は、検査確認済証に記載された事項に変更を生じたときは、当該記載された事項を書き換えた検査確認済証を交付するものとする。</u> 4～5 [略] (変更又は廃止の届出) 第5条 <u>省令第20条に規定する届出書の提出及び法第11条第2項の規定による美容所を廃止したときの届出は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、美容所開設届出事項変更届又は美容所廃止届を、保健所長に提出してしなければならない。</u> (省令第20条の2第1項に規定する届出書等) 第6条 <u>省令第20条の2第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項に規定する届出書は、美容所開設者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届出書によるものとする。</u> 2 [略] (様式等) 第8条 [略] [表 別記]
備考 1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 4 前条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 5 前条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
-------	------

[略]	
美容所開設検査確認済証再交付申請書	第4条第4項
[略]	
美容所開設者地位承継(相続)届	[略]
美容所開設者地位承継同意書	[略]
美容所開設者地位承継(合併・分割)届	第6条第3項
美容師出張業届	[略]

[改正後 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
美容所開設検査確認済証再交付申請書	第4条第5項
[略]	
美容所開設者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届出書	[略]
美容所開設者地位承継同意書	[略]
美容師出張業届	[略]

(那覇市旅館業法施行細則の一部改正)

第3条 那覇市旅館業法施行細則(平成24年那覇市規則第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(営業許可証等) 第3条 [略]	(営業許可証等) 第3条 [略]
	2 保健所長は、 <u>旅館業営業許可証に記載された事項に変更を生じたときは、当該記載された事項を書き換えた旅館業営業許可証を交付するものとする。</u>
	3 営業者は、 <u>旅館業営業許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失したときは、旅館業営業許可証再交付申請書により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損し、又は著しく汚損した旅館業営業許可証については、これを添付しなければならない。</u>
2 法第3条第5項の規定により、 <u>許可を与えないときは、旅館業営業不許可通知書により通知するものとする。</u> (地位の承継の申請)	4 法第3条第5項の規定による通知は、 <u>旅館業営業不許可通知書によるものとする。</u> (省令第1条の3第1項に規定する申請書

<u>第4条 省令第2条第1項の規定による申請は、旅館業営業承継(合併・分割)承認申請書に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> <u>2 省令第3条第1項の規定による申請は、旅館業営業承継(相続)承認申請書に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> <u>3 [略]</u> (旅館業営業承継承認書) 第5条 保健所長は、法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定により営業者の地位の承継の承認をしたときは旅館業営業承継(合併・分割・相続)承認書を、承継を不承認としたときは旅館業営業承継(合併・分割・相続)不承認通知書を交付するものとする。 (様式等) 第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記]	等) <u>第4条 省令第1条の3第1項、第2条第1項及び第3条第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継(譲渡・相続・合併・分割)承認申請書によるものとする。</u> <u>2 [略]</u> (旅館業営業承継承認書等) 第5条 保健所長は、法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項に規定する承認をするときは旅館業営業承継(譲渡・相続・合併・分割)承認書を、承認をしないときは旅館業営業承継(譲渡・相続・合併・分割)不承認通知書を交付するものとする。 (様式等) 第8条 [略] [表 別記]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
旅館業営業許可証	[略]
旅館業営業不許可通知書	第3条第2項
旅館業営業承継(合併・分割)承認申請書	[略]
旅館業営業承継(相続)承認申請書	第4条第2項
旅館業相続同意書	第4条第3項

旅館業営業承継(合併・分割・相続)承認書	[略]
旅館業営業承継(合併・分割・相続)不承認通知書	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
旅館業営業許可証	[略]
旅館業営業許可証再交付申請書	第3条第3項
旅館業営業不許可通知書	第3条第4項
旅館業営業承継(譲渡・相続・合併・分割)承認申請書	[略]
旅館業相続同意書	第4条第2項
旅館業営業承継(譲渡・相続・合併・分割)承認書	[略]
旅館業営業承継(譲渡・相続・合併・分割)不承認通知書	[略]
[略]	

(那覇市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第4条 那覇市公衆浴場法施行細則(平成24年那覇市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(営業許可証等) 第3条 [略]	(営業許可証等) 第3条 [略] 2 保健所長は、公衆浴場営業許可証に記載された事項に変更を生じたときは、当該記載された事項を書き換えた公衆浴場営業許可証を交付するものとする。 3 営業者は、公衆浴場営業許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失したときは、公衆浴場営業許可証再交付申請書により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損し、又は著しく汚損した公衆浴場営業許可証については、これを添付しなければならない。
2 法第2条第2項の規定により許可を与えないときは、公衆浴場営業不許可通知書により通知するものとする。 (地位の承継の届出)	4 法第2条第2項ただし書の規定による通知は、公衆浴場営業不許可通知書によるものとする。 (省令第1条の2第1項に規定する届書等)
第5条 省令第2条第1項の規定による届出	第5条 省令第1条の2第1項、第2条第1項、

は、<u>公衆浴場営業者地位承継(相続)届により行わなければならない。</u> 2 [略] 3 <u>省令第3条第1項又は省令第3条の2第1項の規定による届出は、公衆浴場営業者地位承継(合併・分割)届に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> (様式等) 第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記]	<u>第3条第1項及び第3条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届書によるものとする。</u> 2 [略] (様式等) 第8条 [略] [表 別記]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 前条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
公衆浴場営業許可証	[略]
公衆浴場営業不許可通知書	<u>第3条第2項</u>
[略]	
<u>公衆浴場営業者地位承継(相続)届</u>	[略]
公衆浴場相続同意書	[略]
<u>公衆浴場営業者地位承継(合併・分割)届</u>	<u>第5条第3項</u>
公衆浴場営業許可申請・承継届出事項変更届	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
公衆浴場営業許可証	[略]
<u>公衆浴場営業許可証再交付申請書</u>	<u>第3条第3項</u>
公衆浴場営業不許可通知書	<u>第3条第4項</u>

[略]	
公衆浴場営業者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届書	[略]
公衆浴場相続同意書	[略]
公衆浴場営業許可申請・承継届出事項変更届	[略]
[略]	

(那覇市クリーニング業法施行細則の一部改正)

第5条 那覇市クリーニング業法施行細則(平成24年那覇市規則第63号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(開設等の届出) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項の届出をする営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、前2項の届出に、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。 (1)～(4) [略] (検査確認済証等の交付) 第3条 [略] 2 <u>クリーニング所の営業者は、検査確認済証をクリーニング所の見やすい場所に掲げるものとする。</u> 3 保健所長は、<u>法第5条第2項に規定する営業(以下「無店舗取次店」という。)</u>の届出を受理したときは、当該届出の内容を確認のうえ、無店舗取次店届出済証(以下「届出済証」という。)を当該無店舗取次店の営業者に交付するものとする。	(開設等の届出) 第2条 [略] 2 [略] 3 前2項の届出をする営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店<u>(法第5条第2項に規定する営業をいう。以下同じ。)</u>を営んでいるときは、前2項の届出に、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。 (1)～(4) [略] (検査確認済証等) 第3条 [略] 2 保健所長は、<u>無店舗取次店の届出</u>を受理したときは、当該届出の内容を確認のうえ、無店舗取次店届出済証(以下「届出済証」という。)を当該無店舗取次店の営業者に交付するものとする。 3 <u>保健所長は、検査確認済証又は届出済証に記載された事項に変更を生じたときは、当該記載された事項を書き換えた検査確認済証又は届出済証を交付するものとする。</u> 4 <u>クリーニング所の営業者は、検査確認済証をクリーニング所の見やすい場所に掲</u>

<u>(地位の承継の届出)</u> 第6条 省令第2条の2第1項の規定による届出は、<u>クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(相続)届</u>により行わなければならない。 2 [略] 3 省令第2条の3第1項又は第2条の4第1項の規定による届出は、<u>クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(合併・分割)届</u>により行わなければならない。 (様式等) 第8条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記]	<u>げるものとする。</u> <u>(省令第2条の2第1項に規定する届出書等)</u> 第6条 省令第2条の2第1項、第2条の3第1項、第2条の4第1項及び第2条の5第1項に規定する届出書は、<u>クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届出書</u>によるものとする。 2 [略] (様式等) 第8条 [略] [表 別記]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 4 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
無店舗取次店届出済証	<u>第3条第3項</u>
[略]	
<u>クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(相続)届</u>	[略]
クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継同意書	[略]
<u>クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(合併・分割)届</u>	<u>第6条第3項</u>
業務従事者の伝染性疾病に関する届出書	[略]

[改正後 別記]

[第8条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
無店舗取次店届出済証	<u>第3条第2項</u>
[略]	

クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届	[略]
クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継同意書	[略]
業務従事者の伝染性疾病に関する届出書	[略]

(那覇市興行場法施行細則の一部改正)

第6条 那覇市興行場法施行細則(平成24年那覇市規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(営業許可証等) 第3条 [略]	(営業許可証等) 第3条 [略]
2 法第2条第2項の規定により許可を与えないときは、興行場営業不許可通知書により通知するものとする。 (地位の承継の届出) 第4条 法第2条の2第2項の規定による<u>相続の場合の届出は、興行場営業者地位承継(相続)届に必要な書類を添えて行わなければならない。</u> 2 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、その全員の同意により当該営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者である旨を証明する興行場相続同意書を添付するものとする。 3 法第2条の2第2項の規定による合併又は分割の場合の届出は、興行場営業者地位承継(合併・分割)届に必要な書類を添えて行わなければならない。	2 保健所長は、興行場営業許可証に記載された事項に変更を生じたときは、当該記載された事項を書き換えた興行場営業許可証を交付するものとする。 3 営業者は、興行場営業許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、興行場営業許可証再交付申請書により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損し、又は著しく汚損した興行場営業許可証については、これを添付しなければならない。 4 法第2条第2項ただし書の規定による通知は、興行場営業不許可通知書によるものとする。 (地位の承継の届出) 第4条 法第2条の2第2項の規定による届出は、<u>興行場営業者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届によるものとする。</u> 2 法第2条の2第1項に規定する相続人の全員の同意は、興行場相続同意書によるものとし、前項の届出にこれを添付しなければならない。

(様式等) 第7条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 [表 別記]	(様式等) 第7条 この規則の規定による次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類(<u>第4条第2項の規定により添付すべきこととされているものを除く。</u>)は、市長が定める。 [表 別記]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 4 第3条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。 5 第1条の表備考5の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第7条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
興行場営業許可証	[略]
興行場営業不許可通知書	<u>第3条第2項</u>
興行場営業者地位承継(相続)届	[略]
興行場相続同意書	[略]
興行場営業者地位承継(合併・分割)届	<u>第4条第3項</u>
興行場営業許可・承継事項変更届	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第7条の表]

文書の名称	根拠条項
[略]	
興行場営業許可証	[略]
興行場営業許可証再交付申請書	<u>第3条第3項</u>
興行場営業不許可通知書	<u>第3条第4項</u>
興行場営業者地位承継(譲渡・相続・合併・分割)届	[略]
興行場相続同意書	[略]
興行場営業許可・承継事項変更届	[略]
[略]	

(那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部改正)

第7条 那覇市保健所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(旅館業法に関する事務) 第7条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。)及び旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 法第3条の2及び第3条の3の規定による営業者の地位の承継の承認に関すること。 (3)～(7) [略]	(旅館業法に関する事務) 第7条 [略] (1) [略] (2) 法第3条の2、第3条の3及び第3条の4の規定による営業者の地位の承継の承認に関すること。 (3)～(7) [略]
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。